

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、浜松市地域クラブ認定要綱に基づく「はまクル認定クラブ」の活動を支援し、もって市内中学生の文化・スポーツの持続的な活動環境の構築を目的に、浜松市内において活動する当該団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）はまクル 浜松市地域クラブ認定要綱（令和8年4月1日施行。以下「認定要綱」という。）第2条第1号に規定する活動をいう。
- （2）はまクル認定クラブ 認定要綱第5条に基づき浜松市教育委員会によって認定された団体をいう。
- （3）補助事業 本補助金の交付対象となるはまクル認定クラブの活動

（補助対象経費及び補助金単価）

第3条 補助対象経費は別表1、補助単価は別表2に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、補助対象経費から参加費等収入を控除した額（以下「補助金算定額」という。）及び補助単価を比較し、いずれか低い額とする。（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするはまクル認定クラブ（以下「認定クラブ」という。）は、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（※補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その旨を浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により認定クラブに通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として交付するものとする。

- (1) 認定クラブは、市税を完納していなければならない。
- (2) 認定クラブは、補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 認定クラブは、本補助金の交付を受けた年度内に活動を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (4) 認定クラブは、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (5) 認定クラブは、補助事業の完了により相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (6) 認定クラブは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 認定クラブが、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、市長は規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の変更申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた認定クラブが事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるときは、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金変更交付申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第9条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

(事業計画の変更)

第10条 認定クラブは、提出した事業計画書（第2号様式）の内容に変更があったときは、変更事業計画書（第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第11条 認定クラブは、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 認定クラブは、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた認定クラブは、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに定める耐用年数のとおりとする。

3 第1項の承認を受けようとする認定クラブは、財産処分承認申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該認定クラブに対し、財産処分承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

5 前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。

（1）災害若しくは火災により使用できなくなった設備等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある設備等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（2）道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

（3）老朽化により代替設備を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は、設備等にあつては処分する設備等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

7 第4項の承認を受けた認定クラブが当該承認に係る財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第9号様式）により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であつて、第9号様式による市長への報告があつたものについては、市長の承認があつたものとして取り扱うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金実績報告書（第10号様式）に収支決算書（第11号様式）を添えて、事業完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出して行うものとする。

(補助金額の確定通知書)

第14条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付確定通知書（第12号様式）により当該認定クラブに通知する。

(補助金の請求)

第15条 認定クラブは、前条による補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第16条 前条の規定にかかわらず、規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする認定クラブは、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金概算払承認申請書(第14号様式)に資金計画表(第15号様式)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により概算払承認申請があった場合、その内容を精査し、適当であると認めたときは概算払承認通知書(第16号様式)により認定クラブへ通知し、規則第16条第2項の規定により、6月、10月及びその他市長が必要と認める月において補助金を概算払により交付するものとする。
- 3 補助金の概算払の請求をしようとする認定クラブは、第2項の承認通知書により通知があったときは、補助金概算払請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消・返還)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定クラブに対する補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (1) 虚偽又は不正な手続きによって補助金交付を受けたものと認められるとき
 - (2) 本要綱に違反したとき
 - (3) 事業実施方法が不適當であると市長が認めたとき
 - (4) 本要綱に定める条件を欠くに至ったときや、その他、事業を補助する必要がなくなったと市長が認めたとき
- 2 市長は、補助金交付の決定の取消をする場合は、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書(第17号様式)により当該認定クラブに通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

(補助の対象としない事業)

- 第18条 市から他の補助又は委託を受けて行う事業については、この要綱に定める補助の対象から除くものとする。

(書類の整備等)

- 第19条 認定クラブは、指導者、財産、収支及びクラブ員の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、かつ、当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(調査又は報告)

- 第20条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた認定クラブに対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

- 第21条 認定クラブが要綱第17条第1項の規定に該当し、かつ、著しい不正があったと市長が認める場合は、翌年度以降、補助の対象としないことができる。

(細目)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行し、令和 8 年度の補助金に適用する。

別表 1（第 3 条関係）

< 補助金の対象経費 >

区分	内容（事例）
人件費	給与手当、法定福利費、福利厚生費、賞与など ※源泉徴収が必要
諸謝金	指導者、講演・研修等の講師、専門家に支払う謝礼や交通費など ※個人への支払が報酬・料金に該当する場合は源泉徴収が必要
旅費	指導者等が出張や移動に要した費用、宿泊費、新幹線代・航空機代など
通信運搬費	クラブが所有する機器の通話料やインターネット接続料、郵便料、宅配料など
印刷製本費	クラブ員募集のチラシ、ポスター等の印刷、製本費など
備品費	5 万円以上で購入した機（器）材などの財産
消耗品費	活動に必要な消耗品、クラブ運営に係る事務用品
借料及び損料	施設利用料、貸切バス代、AED リース料など
保険料	中学生・指導者の加入するスポーツ安全保険など
雑役務費	上記に該当しない軽微な役務提供費、認定クラブアプリ利用料など
委託費	専門性、効率性の観点から外部に委託する経費、WEB 制作・デザイン費など

※施設整備費は対象外とする。

別表 2（第 3 条関係）

< 補助金の額 >

（1）令和 8 年度のみ

活動頻度 規模		月 4 回程度	月 3 回程度	月 2 回程度	月 1 回程度
参加生徒数 ① 27 人以上 指導者 3 人 以上	スポーツ	336,000 円	275,000 円	213,000 円	152,000 円
	文化	345,000 円	284,000 円	223,000 円	161,000 円
参加生徒数 ② 13 人～26 人 指導者 2 人	スポーツ	288,000 円	237,000 円	186,000 円	136,000 円
	文化	298,000 円	247,000 円	196,000 円	145,000 円
参加生徒数 ③ 5 人～12 人 指導者 2 人	スポーツ	211,000 円	178,000 円	145,000 円	112,000 円
	文化	221,000 円	188,000 円	155,000 円	122,000 円

※令和 8 年度は 9 月の移行を想定するため、1 1 か月中 6 か月分で算定

（2）令和 9 年度以降

< 補助単価 >

※表は 11 か月分（4 月～2 月）の場合

活動頻度 規模		月 4 回程度	月 3 回程度	月 2 回程度	月 1 回程度
参加生徒数 ① 27 人以上 指導者 3 人 以上	スポーツ	616,000 円	504,000 円	391,000 円	279,000 円
	文化	633,000 円	521,000 円	408,000 円	296,000 円
参加生徒数 ② 13 人～26 人 指導者 2 人	スポーツ	528,000 円	435,000 円	341,000 円	249,000 円
	文化	546,000 円	452,000 円	360,000 円	266,000 円
参加生徒数 ③ 5 人～12 人 指導者 2 人	スポーツ	387,000 円	326,000 円	265,000 円	205,000 円
	文化	406,000 円	345,000 円	285,000 円	245,000 円

※参加生徒数は各月の参加生徒数の年間平均で算出（小数点以下切り上げ）します。

※参加生徒数が 27 人以上であっても、指導者が 2 名の場合には②の補助単価を適用します。

※参加生徒数が 5 人未満の認定クラブは原則として補助金の対象外となりますが、山間地、漁業集落、へき地又離島の場合、その他市長が特別に認める場合には、補助金の対象とします。

※事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 11 月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷11」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 認定クラブ名
氏 名
連絡先
（署名又は記名押印をしてください）

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付申請書

_____年度浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の完了予定期日

令和 年 月 日

3 交付申請額及びその算出の基礎

(1) 交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

(2) 算出の基礎

- ・第3号様式 補助金算定額（収支予算書（C）） 円
- ・別表2の補助単価 円
- ・補助対象経費（収支予算書（A））の1/2の額 円

（区分・人数等）

競技・活動区分	参加生徒数	指導者数	活動頻度
	人	人	回/月

4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- ☐ 浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

（裏面あり）

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

☐ 浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

6 補助事業の遂行に関する計画

「事業計画書（第２号様式）」及び「収支予算書（第３号様式）」のとおり。

第2号様式（第5条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 運営主体の名称（ ）

2 はまクル認定クラブ名称（ ）

3 はまクル認定クラブ所在地（ ）

4 運営開始年月日 _____年 月 日

5 事業計画

（1）事業期間 _____年 月 日 ～ _____年 月 日

（2）月平均活動日数・活動時間及び年間平均参加生徒数（見込み）

平均活動日数	平均活動日数	平均参加生徒数
日/月	時 分～ 時 分	人

（3）活動場所（ ）

（4）事業概要の分かるものを添付
クラブ員名簿、規約・募集案内など

第3号様式（第5条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

【支出】

（単位：円）

区分(勘定科目)	予算額	説明（内訳等）
計 （うち補助対象経費）	A （ ）	

【収入】

（単位：円）

区分(勘定科目)	予算額	説明（内訳等）
計 （うち補助対象経費）	B （ ）	

※【支出】は補助対象経費とそれ以外を区分けして記載し、補助対象外経費の区分及び金額は で囲むこと

※支出の区分は、別表1の区分から記入すること

補助対象経費		参加費等収入		補助金算定額
A	—	B	=	C

浜松市指令教学学第 号
年 月 日

（クラブ名）

様

浜松市長 印

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付決定通知書

_____年 月 日付けで申請のあった_____年度浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金の額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

交付の条件

- 1 補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の完了により当該クラブに相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者 認定クラブ名
氏 名
連絡先
（署名又は記名押印をしてください）

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金変更交付申請書

_____年 月 日付け浜松市指令教学学第 _____号により交付決定を受けた_____年度
浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 交付申請額及びその算出の基礎

- （1）変更交付申請額 金 _____円（千円未満切り捨て）
- （2）算出の基礎
- ・第3号様式補助金算定額（変更収支予算書（C）） _____円
 - ・別表2の補助単価 _____円
 - ・補助対象経費（変更収支予算書（A））の1/2の額 _____円
- （区分・人数等）

	競技・活動区分	参加生徒数	指導者数	活動頻度
※変更前		人	人	回/月
※変更後		人	人	回/月

（3）既交付額 金 _____円

（4）差引額 金 _____円

4 補助事業の遂行に関する計画

別紙「変更事業計画書（第2号様式）」及び「変更収支予算書（第3号様式）」のとおり。

浜松市指令教学学第 号
年 月 日

（クラブ名）

様

浜松市長 印

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金変更交付決定通知書

_____年 月 日付けで変更申請のあった_____年度浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

記

1 変更後の補助金の額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 変更後の事業内容

_____年 月 日付けの変更交付申請書記載のとおりとする。

交付の条件

- 1 補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の完了により当該クラブに相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

申請者 認定クラブ名

氏 名

連絡先

（署名又は記名押印をしてください）

財産処分承認申請書

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金により取得した財産について、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第12条に基づく財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- （1）名称
- （2）所在地
- （3）種類等
- （4）数量
- （5）取得年月日及び経過年数
- （6）残存年数
- （7）総事業費、補助額及び補助率
- （8）その他

2 処分の方法、理由等

- （1）処分の方法
- （2）処分の理由
- （3）財産処分納金額及び算定根拠
- （4）処分予定年月日
- （5）その他

第8号様式（第12条関係）

浜松市指令教学学第 号
年 月 日

（クラブ名）

様

浜松市長 印

財産処分承認通知書

_____年 月 日付けで申請のあった浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金
に係る財産処分について、以下のとおり条件を付けて承認します。

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

報告者 認定クラブ名

氏 名

連絡先

（署名又は記名押印をしてください）

財産処分報告書

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金により取得した財産を処分したので、関係書類を添えて報告します。

1 処分財産の内容

- （1）名称
- （2）所在地
- （3）種類等
- （4）数量
- （5）取得年月日及び経過年数
- （6）残存年数
- （7）総事業費、補助額及び補助率
- （8）その他

2 処分の方法、理由等

- （1）処分の方法
- （2）処分の理由
- （3）財産処分納金額及び算定根拠
- （4）処分年月日
- （5）その他

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
報告者 認定クラブ名
氏 名
連絡先
（署名又は記名押印をしてください）

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金実績報告書

_____年 月 日付け浜松市指令教学学第 号により交付決定を受けた_____年度
浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
_____年 月 日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 収支の状況及び補助事業により生じる収入金
別紙「収支決算書（第11号様式）」のとおり。
- 4 補助金交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付決定済額及びその算出の基礎
 - （1）交付決定済額 金 _____ 円（千円未満切り捨て）
 - （2）算出の基礎
 - ・第11号様式補助金算定額（収支決算書（C）） _____ 円
 - ・別表2の補助単価 _____ 円
 - ・補助対象経費（収支決算書（A））の1/2の額 _____ 円

（区分・人数等）

競技・活動区分	参加生徒数	指導者数	活動頻度
	人	人	回/月

収支決算書

【支出】

（単位：円）

区分(勘定科目)	決算額	説明（内訳等）
計 （うち補助対象経費）	A （ ）	

【収入】

（単位：円）

区分(勘定科目)	決算額	説明（内訳等）
計 （うち補助対象経費）	B （ ）	

※【支出】は補助対象経費とそれ以外を区分けして記載し、補助対象外経費の区分及び金額は で囲むこと

※支出の区分は、別表 1 の区分から記入すること

補助対象経費		参加費等収入		補助金算定額
A	—	B	=	C

様

浜松市長 印

_____年　　月　　日付け実績報告書を審査した結果、次の金額を_____年度浜松市はま
クル認定クラブ活動事業費補助金として確定したので通知します。

記

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

補助金請求書（概算払請求書）

金額	¥	円
----	---	---

ただし、浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金（単位：円）

	請求額
交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

支払 方法	口座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 所 営業部	普 通 第 当座	号
口座名義（カナ）					
インボイス制度適格請求書 発行事業者登録番号					

上記の金額を請求します。

____年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

氏名

受付番号 ※市教委記載欄	
登録番号	

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

申請者 認定クラブ名

氏 名

連絡先

（署名又は記名押印をしてください）

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金概算払承認申請書

_____年 月 日付け浜松市指令教学学第 _____号により交付決定を受けた_____年度
浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので
申請します。

記

1 概算払を必要とする金額

2 概算払を必要とする理由

3 概算払を必要とする期日

第15号様式(第16条関係)

資金計画表

認定クラブ名：

(単位：円)

[illegible]

浜松市指令教学学第 号
年 月 日

（クラブ名）

様

浜松市長 印

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金概算払承認通知書

_____年 月 日付けで概算払承認申請のあった_____年度浜松市はまクル認定クラブ活動事業費補助金について、次のとおり概算払を承認したので通知します。

記

1 概算払の額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 概算払をする時期

_____年 月

浜松市指令教学学第 号
年 月 日

（クラブ名）

様

浜松市長 印

浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書

____年 月 日付け浜松市指令教学学第 号により通知した浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「市交付規則」という。）第 17 条第 1 項に基づき取り消すとともに、市交付規則第 18 条第 1 項に基づき返還を命じます。

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	浜松市はまクル認定クラブ活動支援事業費補助金
交付決定額	円
取消し及び返還命令額	円

2 取消しをする根拠及び理由

3 補助金返還、加算金及び延滞金

- （1）市交付規則第 18 条第 1 項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- （2）市交付規則第 18 条の 2 第 1 項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （3）補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第 18 条の 2 第 4 項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （4）なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。